



米国会計関連情報 最近の論点

EITF—2つの最終コンセンサス及び3つのコンセンサス案を承認

FASBの発生問題専門委員会(Emerging Issues Task Force, EITF)は、2015年3月19日の会議で5つの論点を討議し、2つの最終コンセンサス及び3つのコンセンサス案の公表を承認した。

FASBがこれらの最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表を承認した場合、最終コンセンサスは強制力のある基準となり、コンセンサス案はコメント募集のために公表される。FASBは、2015年4月7日の会議において最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表について検討する予定である¹。

【討議された論点】

以下の論点に関する最終コンセンサスが承認された。

- MLP(Master Limited Partnership)によるドロップダウン(dropdown)取引が過去の1口当たり利益に与える影響(EITF論点14-A)
- 1株当たり純資産価値(またはそれに準ずるもの)を算定する特定の企業への投資に関する開示(EITF論点14-B)

以下の論点に関する最終コンセンサスが承認された。

- ノーダル・エネルギー市場内の特定の電力契約への通常の購入及び販売の例外規定の適用(EITF論点15-A)
- プリペイド・ストアードバリュー・カードの非行使部分の認識(EITF論点15-B)
- 従業員給付制度の簡素化(EITF論点15-C)

【主な影響】

- **MLPによるドロップダウン取引:**
最終コンセンサスは、過去の会計期間の1口当たり利益を算定する際に、譲渡した事業の純利益(損失)をすべて、ジェネラル・パートナー(General Partner, GP)に配分することをMLPIに要求している。
- **純資産価値で測定された投資:**
最終コンセンサスは、実務上の簡便法に基づき、公正価値を純資産価値で測定する投資を公正価値ヒエラルキーの開示規定から除外している。

1 (訳者注) FASBは、2015年4月7日のボード会議において、上記の最終コンセンサスを承認し、コンセンサス案を公表することを承認した。
www.fasb.org を参照。

【最終コンセンサス】

MLPによるドロップダウン取引が過去の1口当たり利益に与える影響(EITF論点14-A)

EITFは、共通支配下のドロップダウン取引日前の比較期間の、MLPの1口当たり利益(Earnings Per Unit, EPU)の表示に関する最終コンセンサスを承認した。最終コンセンサスのもとでは、MLPは過去の会計期間のEPUを算定する際に、譲渡した事業の純利益(損失)をすべて、GPIに配分することが要求される。

最終コンセンサスのもとでMLPは、ドロップダウン取引の前後の会計期間においてドロップダウン取引がEPUに与える影響を記載しなければならない。また、EITFは、遡及適用による移行を義務付け、会計処理の変更について現在義務付けられているもの²を除いて移行に関する開示を追加しないことを決定した。

適用日は、2015年12月16日以降開始する年度及び期中期間、並びにそれらの事業年度に含まれる期中期間となる。早期適用が認められる。

背景及び所見

MLPは、リミテッド・パートナーが保有する共通単位、GPの持分及びGPが入手可能なインセンティブの分配を受け取る権利(Incentive Distribution Rights, IDR)から構成される、複数の種類の有価証券を発行することが多い。分配利益及び未分配利益は、パートナーシップ契約に従い、有価証券の各種類に配分される。そのためMLPは、ASC Topic 260-10³に基づいてEPUの計算に2種方式(two-class method)を適用する。

GPIは、現金または追加的な所有持分と交換にMLPに事業を引き渡すことが多くなり、これはドロップダウン取引と呼ばれる。これらの取引は通常、共通支配下にある企業の組織再編として会計処理し、MLPは、GPとMLPが共通支配下にある最も古い会計期間の期首にドロップダウンが生じたかのように、過年度の財務諸表を遡及修正する。

MLPの設立後に発生したドロップダウン取引日より前の期間についてのEPUの計算方法を取り扱う現行のガイダンスはなく、そのため実務においてばらつきが生じている。

次のステップ

FASBは、2015年4月の会議において、公表に向けてのこの最終コンセンサスの承認を検討する予定である。

1株当たり純資産価値(またはそれに準ずるもの)を算定する特定の企業への投資に関する開示(EITF論点14-B)

EITFは、FASB会計基準編纂書(Accounting Standards Codification, ASC) Topic 820⁴の実務上の簡便法に基づき純資産価値(NAV)で公正価値を測定する特定のファンドに対する投資の公正価値ヒエラルキーへの分類規定を削除する最終コンセンサスを承認した。報告企業は、財務諸表利用者が公正価値ヒエラルキーを財政状態計算書の表示科目に調整することができるように、実務上の簡便法を用いてNAVで測定する投資額を開示しなければならない。新たなガイダンスは、現行の開示規定の適用範囲をすべての適格投資ではなく、実務上の簡便法が適用される投資に限定している。

EITFはまた、他の基準と整合性を図るための改訂を行うことを決定した。

² FASB ASC paragraphs 250-10-50-1から50-3。www.fasb.orgより入手可能。

³ FASB ASC Subtopic 260-10「1株当たり利益—全般」。www.fasb.orgより入手可能。

⁴ FASB ASC Topic 820「公正価値測定」。www.fasb.orgより入手可能。

■ 特定の投資会社のキャッシュフロー計算書の作成に関する免除規定

改訂は、特定の投資会社に対するキャッシュフロー計算書の作成の免除規定を引き続き適用している⁵。特に、実質的にすべての投資が公正価値で測定されレベル1またはレベル2に区分される、または実務上の簡便法を用いて測定され、いつでも短期間で償還可能となる場合には投資会社にこの免除規定が適用される。

■ 年金制度投資に関する開示

改訂は、年金制度資産が実務上の簡便法を用いて評価できることを明確にしている。これらの投資は制度のスポンサーの財務諸表において公正価値ヒエラルキーに区分されない⁶。

新たなガイダンスは、遡及適用を求めている。公開企業については、2015年12月16日以降開始する事業年度及びそれらの事業年度の期中期間から適用される。その他のすべての企業については、1年間適用が延期される。すべての企業について早期適用は認められる。

背景及び所見

報告企業は、以下の場合に、実務上の簡便法として、NAVを用いて投資の公正価値を見積ることが一般的に認められている。

■ その投資の公正価値を容易に算定できない場合

■ その投資がASC Topic 946⁷の適用範囲内の投資会社への投資である場合

現行の実務では、実務上の簡便法が適用される投資の公正価値ヒエラルキーにおける区分は、その投資の償還の特性によって決まる。測定日現在NAVで償還可能な投資は、現行ではレベル2に分類されている。償還されることのない投資、または将来の償還日が不明な場合の投資は、現行ではレベル3に分類されている。

将来において償還可能となる投資の場合、報告企業はその投資が短期間で償還可能となるか否かを判定しなければならない。その投資が短期間で償還可能となる場合、その投資はレベル2に分類される。ただし、ASC Topic 820では「短期間(near term)」について定義されておらず、財務諸表作成者によってその用語の解釈は(年に4回または2回償還可能となることと)異なっていた。このような解釈の違いによって、実務に差異が生じることとなった。一部の報告企業では、複数の日で、レベル2とレベル3の間での投資の分類変更が行われている。なぜなら、測定日によっては、投資が短期間で償還可能となる場合もあれば、短期間で償還可能とならない場合もあるからである。会計期間の末日が異なる報告企業は、報告企業のそれぞれの会計期間の末日が償還日とどの程度近いかにによって、同一の(または類似の)投資を異なる区分とする可能性がある。

次のステップ

FASBは、2015年4月の会議において、この最終コンセンサスの承認を検討する予定である。

5 FASB ASC Topic 230「キャッシュフロー計算書」。www.fasb.orgより入手可能。

6 FASB ASC Topic 715「報酬—退職給付」。www.fasb.orgより入手可能。

7 FASB ASC Topic 946「金融サービス—投資会社」。www.fasb.orgより入手可能。

【コンセンサス案】

ノーダル・エネルギー市場内の特定の電力契約への通常の購入及び販売の例外規定の適用(EITF論点15-A)

EITFは、当事者の一方が独立系統運用機関(independent system operator, ISO)に地点限界価格(location marginal pricing, LMP)を支払う債務を負う(または、受け取る債権を有する)、ノーダル・エネルギー市場内の電力の物理的な引渡しに関する特定の先渡契約は、通常の購入及び販売(normal purchases and normal sales, NPNS)の例外規定を適用する要件を満たすか否かについて討議した。この論点は、実務のばらつきを軽減することを意図するものである。EITFは以下の2つの代替的なアプローチを検討した。

選択肢1

ノーダル・エネルギー市場内の電力の物理的な引渡しに関する先渡契約は、NPNSの例外規定を適用する要件を満たさないことを明確にするようGAAPを改訂する。

選択肢2

ノーダル・エネルギー市場内の物理的な引渡しに関する電力契約に、NPNSの例外規定を適用することを認める例外規定をGAAPに追加する。

EITFは選択肢2のコンセンサス案に達した。EITFメンバーは、このような契約を含めるようNPNSの例外規定の適用範囲を広げることは、非金融資産の物理的な引渡しに関する契約に例外規定を提供するというFASBの意図と整合すると考えている。

EITFは、遡及適用するというコンセンサス案にも達した。

背景及び所見

送電は従来、電力会社が自社の送電システムを所有・運営することにより行われていたが、複数の同一地域内の電力会社が送電システムにつながる相互接続グループを形成するものへと進化している。電力コストを引き下げることが目標とする米国の電力政策方針の変更により、送電系統(grid)へのアクセスが大幅に促進されている。ISOが日々の送電系統事業を運営する地域送電機関(regional transmission organization, RTO)に加入するよう電力会社を促すことにより、この目標は一部達成された。

ISOは自己の利益のために電力の創出、売買及び取引を行わず、中立的に電力需給のバランスを維持する活動を行う。ただしISOは通常、自身の送電系統を通じて送電される電力の所有権を有する。市場参加者が送電系統を使用するのにISOが課す価格には、ラインの使用に課される送電システム料、管理・運営コスト、及び送電地点と受電地点のLMPの差額が含まれる。LMPメソドロジーのもとでは、ISOは、電力が送電及び受電される可能性がある送電系統の地域(ノードと呼ばれる)に、電力価格を割り当てる。LMPは供給、需要、発電能力、送電混雑に基づくため、この差額はプラスにもマイナスにもなり得る。ノードは発電地、消費地、及び集約ポイントに位置する。

設例1: 先渡契約

前提条件:

- 電力会社Pは、PJMインターコネクション・グループ(PJM)内の顧客に電力を小売りしている。
- P社はPJMの管轄地域内に発電設備を有していないため、卸売の電力を購入し、顧客に転売しなければならない。

- P社の顧客配電ゾーンは区域Aである。
- 区域Aは区域Bよりも先渡価格が非流動的であるため、P社はGen社から、区域Bで送電される100,000メガワット時を1メガワット時あたり45ドルで購入する定額の先渡契約を締結した。
- P社は区域Bで電力の所有権を獲得し、区域Aで最終顧客に販売する。PJMは区域Bと区域Aの間で電力の所有権を有する。
- 送電時のLMPが区域Bで44.5ドル、区域Aで46ドルであると仮定すると、キャッシュフローは以下のとおりとなる。
 - P社がGen社に支払う現金 = 45ドル × 100千メガワット時 = 4,500,000ドル
 - P社がPJMに支払う現金 = (46ドル - 44.5ドル) × 100千メガワット時 = 150,000ドル

選択肢1のもとでは、P社は報告期間ごとに先渡契約を時価評価することが要求される。選択肢2のもとでは、P社がNPNSを選択した場合、この先渡契約は未履行契約と同様に取り扱い、送電が行われるまで会計処理は要求されない。

KPMGの見解

ノーダル・エネルギー市場内の電力の物理的な引渡しに関する特定の先渡契約は、他の業種における商品の物理的な引渡しに関する契約と類似している。しかし、他の業種では、企業は通常、特定の地域で物理的な引渡しを手配するのに、別の方法を選択できる。ノーダル・エネルギー市場では、ISOを介さない引渡しを選択することはできない。

この論点では物理的な引渡しのみが検討されているため、これらの契約がNPNSの例外規定について適格となるからといって、例外規定が適用可能となるわけではない。例外規定を選択できるか否かを判定するためには、企業は引き続き、他のNPNSの要件を評価する必要がある。

次のステップ

FASBは、2015年4月のEITFの会議において、このコンセンサス案を承認するか否かを検討する予定である。

プリペイド・ストアードバリュー・カードの非行使部分の認識(EITF論点15-B)

消費者は、小売店やレストランなどの第三者の財及びサービスとのみ引き換えることができる特定のプリペイド式のストアードバリュー・カード(プリペイドカード)を行使しない場合がある。このような場合であっても、プリペイドカードの発行者はその発行時に貸借対照表上で負債を認識する。以下の4つの選択肢は、プリペイドカードの一部が行使されないことが予想される場合に、どのように負債の認識を中止するか等について説明している。

選択肢1

この負債は金融負債の定義を満たしており、したがって企業はASC Subtopic 405-20の認識の中止のガイダンスに従わなければならない。このガイダンスは、債務者が債権者に支払いを行った場合、または債務者が主な債務者(primary obligor)であることを法的に解除された場合において負債の認識を中止することを規定している⁸。

8 FASB ASC Subtopic 405-20「負債－負債の消滅」。www.fasb.orgより入手可能。

選択肢2

選択肢1と同様に、この負債は金融負債の定義を満たす。ただし、ASC Subtopic 405-20の認識の中止のガイダンスには限定的な例外が設けられており、企業が非行使部分の金額に対する権利を得ると見込んでいる場合には、収益取引と同様の方法で非行使部分を認識することが要求される。

選択肢3

この負債は、金融負債の定義を満たさない。したがって、カード発行者は、ASC Topic 606における非行使部分に関する収益取引のガイダンスに従わなければならない⁹。

選択肢4

選択肢1と同様に、この負債は金融負債の定義を満たす。ただし、選択肢1とは異なり、ASC Topic 825を適用してプリペイドカードに係る負債を公正価値により測定するという1回限りの会計方針の選択を行うオプションが企業に与えられる¹⁰。

EITFは選択肢2のコンセンサス案に達した。EITFのメンバーは、契約の実態が第三者を通じて最終的に現金で決済されるカード発行者と消費者との間の取引であるという理由から、この負債は金融負債であると考えた。ただし、EITFのメンバーは、消費者がカード発行者による履行を見込んでいない場合で、かつ、その負債が決済される可能性がほとんどない場合には、負債を認識する(永久に認識する可能性もある)ことによって有用な情報は提供されないことも認めている。

ASC Topic 606における非行使部分に関するガイダンスと同様に、コンセンサス案はカード発行者が非行使部分の金額に対する権利を得ると見込んでいる場合、その金額を消費者が行行使する権利のパターンに比例して収益として認識することを要求している。カード発行者が非行使部分の金額に対する権利を得ると見込んでいない場合は、消費者が残りの権利を行行使する可能性がほとんどなくなった時点で収益として認識しなければならない。

コンセンサス案は、適用期間の期首利益剰余金への累積遡及修正を伴う修正遡及適用アプローチを要求している。企業は、非行使部分の算定に用いた方法、並びに履行義務を充足する時期を決定する際に用いた判断及びそのような判断の変更について開示することを求められる。算定に用いた方法については、財またはサービスの移転を忠実に描写していると考えられる理由を説明する。また、適用される最初の期中報告期間及び事業年度における会計方針の変更について、その内容及び理由を開示することも必要となる。

背景及び所見

プリペイドカードが復権財産法適用の対象となる一部の地域を除いて、このEITFの論点は、第三者の財及びサービスまたは現金との引換えが可能なオープンループまたはセミクローズドループのカードに適用される。このEITFの論点は、カード発行者がクローズドループのカード(すなわち、カードは特定の小売店チェーンまたはその加盟店でのみ使用でき、収益認識のガイダンスの適用を受ける)を通じて直接消費者に財またはサービスを提供する契約には適用されない。

これらのオープンループまたはセミクローズドループのプリペイドカードは以下の特徴を有している。

- 期限の定めがない。
- 指定されたコンテンツ・プロバイダー(すなわち、特定のカードネットワーク上のプリペイドカードを受け入れるコンテンツ・プロバイダー)の財及びサービスとのみ引き換えることができる。

⁹ FASB ASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」。特に、paragraph 606-10-55-46から55-49。www.fasb.orgより入手可能。

¹⁰ FASB ASC Topic 825「金融商品」。www.fasb.orgより入手可能。

- デビットカードまたは当座預金口座等の分離口座に直接付属するものではない。
- 財またはサービスを提供する第三者に現金を支払った時点で、または容認可能な場合は、カード保有者に現金を支払った時点で、カード発行者により決済される。

非行使部分に関する2005年のSECのスピーチにおいて、SECスタッフは、顧客がサービス提供者による履行の前に支払いを行う契約に対して、サービス提供者がASC Subtopic 405-20における認識の中止のガイダンスを適用すべきであると示した。ただし、SECスタッフは、顧客がサービスの履行を求める可能性がほとんどないことをサービス提供者が証明できるような特定の状況下では、認識の中止が容認される可能性があることを認めた。SECスタッフの見解は、第三者の財及びサービスとのみ引き換えることのできるカードに特別に対処するものではなく、FASBの会計基準編纂書に含まれていないが、一部の企業は特定の規制当局によるその他のガイダンスが存在しないため、この見解を適用している。

3月の会議において、一部のEITFのメンバーは、ポイントやマイルを第三者が提供する財またはサービスと引き換えることができるカスタマー・ロイヤルティ・プログラム等の他の類似する契約を含めるように、この論点の範囲を拡大すべきか否かについて質問をした。しかし、EITFは現在の適用範囲を維持し、この質問を公開草案に含めて他の類似する契約を識別し評価することを決定した。

次のステップ

FASBは、2015年4月のEITFの会議において、このコンセンサス案を承認するか否かを検討する予定である。

従業員給付制度の簡素化(EITF論点15-C)

EITFは、給付制度に関する開示及び報告規定を簡素化する3つの論点について検討した。

完全給付対応型投資契約(Fully Benefit Responsive Investment Contracts, FBRIC)

EITFは、従業員給付制度がFBRICを契約金額で測定することを認め、公正価値による開示規定の適用を免除するコンセンサス案に達した。

ASC Topic 820「制度資産の開示」

EITFは、制度資産の開示規定を変更するコンセンサス案に達した。

- 制度は、性質、リスク及び特徴別(ASC Topic 820で要求されるとおり)ではなく種類別(制度の会計処理に関するASC Topicと整合)に資産を開示することのみが必要となる¹¹。自己指図型証券投資(self-directed brokerage accounts)は、資産の1つの種類と考えられる。これらの開示は財務諸表上または注記に表示することができる。
- 制度の会計処理に関するASC Topicにおける5%超の個別投資の開示規定は削除される。
- ASC Topic 820における投資戦略の開示規定は、直接申告事業体(direct filing entity)としてフォーム5500を提出するすべてのファンドについて削除される。
- 制度の会計処理に関するASC Topicにおける一般的な種類別の純増加または減少の表示に関する規定は削除される。

¹¹ FASB ASC Topic 960, 962及び965。www.fasb.orgより入手可能。

測定日における実務上の簡便法

EITFは、会計期間が月末でない場合に制度が実務上の簡便法を用いて資産を測定することを認めるコンセンサス案に達した。この場合、制度は月末の価値を使用し、日付並びに拠出、分配及び重要な事象の財務的影響を開示する。

背景及び所見

従業員給付制度に関する財務報告の主な目的は、期日到来時の制度の現在及び将来の給付支払能力を評価するのに有用な財務情報を提供することである。制度に関する財務諸表利用者には、労働省、IRS、年金給付保証公庫、SEC、制度のスポンサー、受託会社及び制度参加者が含まれる。

給付制度に関する会計処理は、ASC Topic 960、962及び965が取り扱っており、これらは主にFASB基準書第35号(1980年公表)を引き継いでいる¹²。1980年以降、基準書第35号はほとんど変更されていないが、他の基準書が公表または更新されているため、新たな開示規定が追加されている。当該プロジェクトの目的は、制度の財務諸表利用者に関連性のある有用な情報を提供できるように特定の測定及び開示規定を簡素化することである。

【今後のEITFのアジェンダ】

FASBは、2015年6月18日の会議のEITFのアジェンダに以下の論点を追加した。

- 現行のヘッジ会計関係に対するデリバティブ契約の更改の影響(EITF論点15-D)
- 負債性金融商品に組み込まれた偶発プット・オプション及びコール・オプションの評価(EITF論点15-E)

12 FASB ASC Topic 960「制度会計—確定給付型年金制度」、962「制度会計—確定拠出型年金制度」、965「制度会計—医療厚生制度」及びFASB基準書第35号「給付額規定年金制度の会計処理及び報告」。すべてwww.fasb.orgより入手可能。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、一定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが一定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Mar. 2015, No. 15-10をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、ASU案、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の一定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。